

NHKからの請求書が来なくなる方法

受信料の不払いを行っている皆様、NHKから継続的に届く請求書はストレスではございませんか。司法書士が皆様のご自宅等に届くNHKからの請求書を代わりに受け取ります。司法書士へ委任することによって、皆様のご自宅等へはNHKからの請求書は届かなくなります。ご希望の方は下記記載の書類を当事務所までお送りください。

① 司法書士への委任状 (委任状のひな型は、下記をご参照下さい)

② NHKからの請求書

③ 身分証明書の写し

上記3点を下記住所へご郵送ください。

送付先

〒100-0014 東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル6階
あさなぎ司法書士事務所 司法書士 加陽 麻里布 (カヨウマリノ)

※NHKと放送受信契約を結んで請求書が継続的にご自宅等へ届いている方が対象となります。未契約の方や、請求書以外の郵便物等、集金人についてのご相談は、NHKから国民を守る党コールセンターへお問合せをお願い申し上げます。

お問合せ先 : 03-3696-0750 (受付時間 9:00~23:00)

よくある質問

Q. 委任することによって受信料を支払う必要や放送受信契約は消滅しますか

A. あくまで請求書が届かなくなるだけで契約や債権が消滅するわけではありません。

Q. 請求書以外のものでもいいですか

A. 契約内容を特定できないため必ず請求書をお送りください。請求書以外のものはお受けできません。

Q. 離れて暮らしている親族の請求書も届かなくしたい

A. 委任状への代筆はお断りしております。必ずご本人様からのご依頼をお願い申し上げます。

委任状

令和 年 月 日

委任者 (住所)

(氏名)



印鑑

(電話)

私は下記司法書士を代理人と定め、下記に関する一切の権限を委任します。

氏名 司法書士 加陽 麻里布 (カヨウマリノ)
東京司法書士会所属
認定番号 第1701031号

住所 〒100-0014
東京都千代田区永田町一丁目11番28号
あさなぎ司法書士事務所

委任事項

日本放送協会と取り交わされる放送受信契約に係る一切の権限